

特別職の報酬等について（案）

1 区長、副区長、教育長

A案 △0.14%の改定（別紙1のとおり）

- 考え方 特別区人事委員会では、昨年を引き続いて減額改定となったことにより、本年は勧告どおりの改定とする。
- 特記事項 月額報酬の変化 区長△2,000円、副区長△1,000円、教育長△1,000円（100円単位四捨五入）

B案 据え置き（別紙2のとおり）

- 考え方 特別区人事委員会の勧告は△0.14%であったが、①過去の一時期（平成16年から23年まで）においては、増額又は減額の勧告があった年度でも、公民格差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきたこと②特別職の報酬は、必ずしも、職員の勧告に連動して毎年変更すべき性格ではないこと等を考慮し、据え置きとする。

2 議長、副議長、委員長、副委員長、議員

A案 △0.14%の改定

議長以下、いずれの職も△1,000円（100円単位四捨五入）

B案 据え置き